

聖德太子『勝鬘經義疏』

現代語訳と研究との抄録——「十大受章」の後半と「三大願章」と

——聖德太子讃仰研究会『勝鬘經義疏』研究記録(抄)その六として——

小田村寅二郎

太子『義疏』訓点文(『昭和会本』)——經典・十大受章の第三の「授善法戒」の分類

就下第三有ニ一受(名中)授善法戒上亦分_{チテス}為_レ三
第一直明レ不_レ忘ニ攝受正法。
第二祇ニ不_レ忘。
農三結ニ不忘。

右の『義疏』現代語訳

(「十大受章」を三つに分けた中の)第三番目には、「受(一戒)だけあつて、「授善法戒」と名づけるが、この所もまた、三つに分けられてゐる。

その第一に、直ちに、攝受正法を忘れない、といふことを説明してゐる。

その第二に、なぜ攝受正法を忘れないのか、といふことを説明してゐる。

その第三に、攝受正法を忘れない、といふことを結論的に述べてゐる。

太子『義疏』訓点文（『昭和会本』）——經典・十大受章の第三の「攝善法戒」の中の三分類についての解説

終不忘失攝受正法者。既云攝受正法。是八地以上行。故云他分行。今勝鬘述。在七地一而言不忘者。

但願得八地以上故。攝受正法之心暫不^ニ敢忘。非^ズ言自得而不^レ忘也。

就第二积中一。凡有三行三欲。三行是八地以上行。三欲謂七地以還欲。三行者一攝受正法行。二大乘行。三波羅蜜行。七地以還非^ニ大乘^ヲ。但大義未^ダ顯^ヘ。何^ヲ者。七地以還^ハ断^ケ。結与^ニ一乘^ヲ。同出三界一而未及^下八地以上冥合。衆流更無異趣。故大義不明。波羅蜜者。名^ニ到彼岸一。七地以還亦是無相彼岸。但未^レ能^ニ並照一。

故波羅蜜義亦未^ダ彰^ヘ。七地以還亦修^ニ万行。但一念之中不能^ニ齐^ヘ。故亦不得^ニ攝受之名。所以攝受・大乘・波羅蜜皆在八地以上為明。三欲即^ニ願得此三行之心。故七地以還許ニ^有一也。而此三行皆是八地以上一心。

上用^ノ但隨^レ義立^ニ別名^ニ耳。故云^ニ若忘^ニ失^フ法^ヲ即^ニ三行都忘。三行既忘^ハ即^ニ三行之欲亦皆忘^上也。庵^ニ有^ニ波羅蜜

欲^ニ略^ム無^也。列^レ行則以攝受^ヲ為^ニ先。列^レ欲則以^ニ大乘^ヲ為^ニ初。是蓋逐^レ便^也。無^ニ大意^也。

從^ニ隨^所樂入^{以下}。明^ス失^レ行即起^レ惡也。從^ニ我見如是^{以下}。第三結^ニ不忘^言。忘^{則致}禍^ヲ。不忘^得福^ヲ。故受^不忘^也。

大意^也。

右の『義疏』現代語訳

終に摂受正法を忘失せずといふのは、"摂受正法"といふからには、これは八地以上の行であり、それゆゑに"摂受正法"は、"他分行"と云ふ。現在の勝鬘は、現世に居るのであつてその現世における境地は、(八地までには至らない所の)七地に居るはずである。ただ、七地に居る勝鬘が、八地以上の行ともいふべき"摂受正法"を忘れずにゐる不忘の境地に立つてゐるといふこと一、すなはち、七地に居て八地の行を"忘れずにある"といふことの意味は、"摂受正法を得たいと願ふその心"を、ほんのわづかの間でも忘れないで持続してることをいふのである。このことは、勝鬘がすでに"摂受正法の境地に立つてゐてそれを忘れない"といふのではなくて、"そこに到りたいと願ふ心を持続して忘れない"といふことである。(この所の違ひが大切なのである。)

第二の「不忘」を)釈する中について、(經典原文では)およそ三行と三欲とが書かれてある。三行といふのは、"八地以上の行"のことを意味してをり、三欲とは"七地以下の欲"のことである。ここにいふ三行とは、一つには"摂受正法の行"であり、二つには"大乗の行"であり、三つには"波羅蜜の行"である。(考へてみると)七地以下も大乗ではないといふことではないが、しかし大乗の"大"といふ意味が、(七地以下の段階ではまだ実践されてゐないので)まだ明らかに表現されてゐない。なぜさう言ふかといふと、七地以下の段階では、煩惱を絶つといつても、二乗の人と同じ程度にしかできないし、また、二乗の人と同じやうに三界(欲界・色界・無色界)から出ることはできてゐても、しかしそれも、八地以上の菩薩がどんな人々の居る世界に行つても、そこに居る大ぜいのさまざまの人人の流れと一体に同化することができ、さらに、その流れ以外の趣きで分け隔てをすることがない(ほどに「和」の極致を現出できる)のに対して、七地以下の段階では、そこまではできないからである。さればこそ、大乗の"大"と

いふ意義が、七地以下の段階では、まだ明らかに表現されてゐない、といふのである。波羅蜜とは、"さとりの彼岸に到る"といふ言葉である。七地以下の段階の人もまた、(八地以上の菩薩と同じく) (人を差別することのない) 無相の彼岸に達してゐるのだが、しかしその彼岸なるものは、(無相の彼岸とは言つても、いまだ、有相・無相の相対の上に立つ無相の彼岸に過ぎないために) いまだ有相・無相を「並べ照らす」まではできないである。それゆゑに、波羅蜜の本当の意味は、いまだ明らかに表現されてゐないのである。七地以下の段階の人も、(八地以上の菩薩と同じく) 万行(万善の諸行)を修めてゐるのであるが、しかしながら、その一つ一つの行を実践するに当つての一念の中に、万行に通ふ常に変りのない心をもつてすることはできないのである。それゆゑに、(七地以下の段階の行では) "正法を攝受する"といふ名をつけることが不可能となる。以上の説明によつて、攝受・大乗・波羅蜜(三行)は、三つともに八地以上の段階にあつてのみ、その意義を明らかに表現することが可能なのである。(次に) 三欲といふのは、この"三行を得たいと願ふ心"を指して言ふのである。(それゆゑに仏世尊は) 七地以下の人たちにも"その願ひの心"がある、とお認めになるのである。しかし、この三行(攝受・大乗・波羅蜜)は、みな八地以上の菩薩が、その一心を働かせてなし得る行である。三つの名に分れてゐるのは、その心の働きの意味に随つて別々に名づけられてゐるだけのことである。それゆゑに(經典原文にも見られるやうに)、法(攝受正法)を失すれば、たちどころに三行すべてを忘れることになつてしまひ、この三行を忘れてしまへば、たちどころに三行を願ふ心も忘失してしまふといふのである。(なほ經典本文をよく見ると)、本文の中に「波羅蜜を欲はず」の語句があるべきなのに、その語句がない。(これでは三欲が二欲しか書かれてないことになるが) しかしこれは、ただ省略して書いてないといふだけのことである。(註、太子は經典本文の「忘_ル波羅蜜_ヲ者」と「則不_シ欲_ル大乗」の語句の間に、「則不_シ欲_ル波羅蜜」。

不^ル欲^{おもへ}波羅蜜^ヲ者[」]の語句があるべきなのに省略されてゐる、と氣付かれて、以上のやうに書かれたと思はれる。)

(そこで經典本文をもう一度見直してみると)三行を列記してゐる時の順序は、(攝受・大乗・波羅蜜といふ順になつてゐて)「攝受」を一番先きに書き出してをり、三欲を列記する時には、(前記のやうに「波羅蜜」を略してゐるため、本来は「波羅蜜」から書き出すべき所を)「大乗」から書き出してゐる。この書き方は、思ふに、さう書く方が判り良いので、さう書いてあるだけのことで、特に深い意味はなく、三行三欲に変りはない。
以下は、三行を忘失してしまへば、たゞどいろに悪を起すことになることを説明してある。

我見^レ如^レ是^{……}から以下は、第三として“不忘といふことを締めくる”所であつて、言ふことは、(三行を)もし忘失するならば禍ひが起るし、(三行を願ふ心を)忘れないで持続するならば、福を得るのである。それゆゑにこそ、(勝鬘は)この大受^{だいじゆ}を受けて決して忘れないものである。

(研究1)

○義疏「非言自得而不忘也」の読み方について

法隆寺の『昭和会本』は「自ら得つるを忘れずと言ふに非ず」と訓んでをり、これに対して花山信勝氏は「自ら(すでに)得たるを、^{しかも}忘れずと言ふには非ざるなり」(同氏校訂『勝鬘經義疏』四五ページ、吉川弘文館刊)と訓み、とくに「而」の字を生かしてをられます。ともに同じ意味でありますのが「^{しかも}而も」と読む方が、意味が一層はつきりとれますので、その訓みを取りました。なほ、常盤大定氏も同じく「^{しかも}而も」と訓んでをますが、「自」の字の訓みが異り、「自ら得たるを^{しかも}而も忘れずと言ふには非るなり」(同氏校訂『大日本文庫・仏教編・聖德太子集』二五ページ、春陽堂

刊)と訓んでをられ、「自ら」を「みづから」でなく、「おのづから」としてをられます。この点についても私たちの研究会では討議いたしましたが、常盤大定氏のこの訓みに従ひますと、「自然に身についた摂受正法を忘れない」といふのではないといふ意味になつてしまひ、太子がご指摘なさうとする一番大切なポイントが不鮮明になると思はれました。それだけに注意深く諸本を対比した次第であります。

かうした箇所に見られる太子のご指摘のポイントとして、私どもの研究会は、次のやうな感想を受けました。すなはち、この語句の前の句の中に「摂受正法之心暫^{しばらき}不^ミ敢^{ヘテ}忘^レ」の如く「暫くも敢へて」といふ微妙な心理をうかがはせる用語が見えてをります。太子は、さらにその前の句で「八地以上の行を他分行」と言つてをられまして、われわれができるることを『自分行』と言はれるのに対し、われわれ凡夫にはできないことだからこそ『他分行』として区別なさつてをられるのです。この『義疏』の御著述の大部分が『他分行』に費されてゐるといふことも、重大な問題として受けとめられます。

太子の『勝鬘經義疏』を読んでまゐりますと、はじめに出てゐる「歎仏真実功德章」、次のここに「十大受章」、それとこのあとに出てくる「三大願章」の三つの章だけが「自分行」に関するもので、あとは「他分行」に関するものになつてをることがはつきりうかがへます。

それやこれを考へてまゐりますと、太子は、『十七条憲法』の第十条の中で「共に是れ凡夫のみ」といふ痛切な自己認識・人間觀を御告白なさつてをられますが、『完成されたものへの御関心ではなくて、そこへ到らうとするプロセスの努力、その努力の持続、といふことの中に』、「実人生の意義」を確認してをられるやうに拜せられます。いまここで、「八地以上の行を他分行」と言ふと仰せられ、「暫くも敢へて忘れず」と言はれ、「自ら得つるに而も忘れずと

「言ふに非ず」と続けられた御文脈の中には、われわれ凡夫には及び得ない世界であらうこととを確認なきりつつ、しかも、『その世界を臨み見ながら一歩一歩、一つ二つを真剣に目指して行かうとなさる』御心境がうかがへるやうな気がしてしまります。そこに、この世の人の進むべき道をもお示しになつてをられるのであります。現代よく使はれる「人格の完成」とか「人格の完成を目指す」などの言葉の乱用から、結局は、理想と現実とを別々に扱つてしまひ勝ちな概念論議横溢の風潮とは、全く似て非なる厳しい道を切り拓かせ給うたものと偲ばしめられます。『自分ら凡夫には出来ないこと』と判つてゐても、『他分行』を仰ぎ慕ひたまゝで、現実の国民生活の帰趣すべき道をお求め統け遊ばされたのではなからうか、とかく拝察せしめられた次第であります。

(研究2)

○「無相の彼岸なれども」の「なれども」について

太子は『義疏』文中で書いてをられるやうに、『七地の段階の人も彼岸に到る』ことができ、『その彼岸は無相の彼岸である』とざれながら、ただ単に『無相の彼岸』と言はれずに、そのあとに『なれども』と続けられて、『七地の境地と八地の境地とは、どのやうに違つてゐるか』を、そしてまた、『自分行において彼岸に到り得る限度と、他分行におけるその内容とがどのやうに違つてゐるか』を鋭く対比されながら、『求道』の在り方に誤りなからんことを、微妙なニュアンスでお示しになつてをられるものと拝察されます。

(研究3)

○「並べ照らす」のお言葉について

『並べ照らす』とは、『大和言葉』の感触があつて、『体験的な具体的な言葉』であります。その意味を味はひます

と、"すべてのものに価値の高低をつけずに、すべてのものに等しい価値を見出す"のが、"並べ照らす"ことではないでせうか。太子の御人生観・社会観の根底に、"人は、その社会的状況の如何にかかはらず、その人の心においては、すべて平等と觀る"といふ"人間平等観の根本"が確立してをられた姿を、かうした箇所にも窺ひ得るやうな気がいたします。

(研究4)

○「衆流に冥合して異趣なきに及ばず」の御表現について

「冥合」の「冥」とは、"あの世" "暗い" "境がなくなる" などの意味合ひから、「冥合して」といふのは、"自他の差別がなくなる" "精神的に一体になる" といふ意味合ひをも含んでゐるやうに拝察されます。

(研究5)

經典原文では、「所樂に随つて入り、永く凡夫地を越ゆるに堪任せざ」と書いてあるだけであるのに、太子は「三行（註、攝受の行・大乗の行・波羅蜜の行）を忘失すれば」"たちどころに"「惡を起してしまふ"と指摘なさいます。何とも鋭いご指摘と思はざるを得ません。

太子『義疏』訓点文（昭和会本）——經典・十大受章の第三の「攝善法戒」の中で"誓ひを立てて疑を断する"箇所の四分類と解説

従法主世尊以下。章中第三立誓斷疑。

就中亦有四。

第一「仏前立誓。

第二 徒説是語時一下。明雨 花出声為証。言有声必有言。故以声証言非虛。有花必有实。

故以花証果。

第三 徒彼見妙花以下。明衆 疑得斷仍發願。

第四 明仏為賜記。可見。

右の『義疏』現代語訳

法主世尊

から以下は、十大受章の中

で（第一に「受戒の方便」を説明し、第二に「正しく受戒すること」を説明し、

最後の）第三としてここで「誓ひを立てて疑ひを断する」のである。この第三の中もまた四つに分けられてゐる。

その第一は、仏世尊の御前で（勝鬘が）誓ひを立てる。

その第二は、説是語時から以下で、（勝鬘の「仏に証を立ててください」との言葉が語られると、天空から）花が雨のやうに降つて来たばかりか、（仏は）声をお出しになつて、証を立てられたことを説明してゐる。その意味は、"声が出された"といふことは、間違ひなく仏の"お心のうちが言葉になつて具体的に表現された"といふことである。仏がお声をお出しになつたといふことは、（勝鬘が立てた誓ひの）言葉が虚言でないことを、ご証明なさつたといふことである。花が咲けば必ず実がなるものである。それゆゑに、花によつて（勝鬘が立てた誓ひに基く勝鬘の）行ひには、必ず実がなるはずである（必ず実るに相違ない）ことを証明なさつたのである。

その第三は、彼見妙花から以下は、衆生が（この天花を見、かつ、天からの妙なるお声を直接に耳にしたことによつて）、色々の疑ひが一気に雲散霧消して、（勝鬘といつしよに行動したい、といふ）願ひを起したことを説明し

である。

第四は、仏が衆生のために、その願ひの通りになれることを記された、と説明してゐる。經典原文のその箇所をよく見なさい。

(研究1)

○「經典原文」の読み方で、『昭和会本』と異つた訓み方をした二箇所について

一つは、法隆寺の『昭和会本』では、「非^ニ義^ヲ饒益^{スル}」と訓んでおり、また『四天王寺会本』では、「非^ニ義^ヲ饒益^{スル}」と訓んでゐますが、この研究会では、昭和四十年、同四十八年、同五十二年にこの箇所について討議し、そのいづれも「非^ニ義^ヲ饒益^{スル}」と訓む方がよからう、といふことになりました。文意は、「現代語訳」の所に書きましたやうに、「仏の正しい教へが自分たちを助けてくださる」といふ道理を受け入れないで」の意味にいたしました。なほ、常盤大定氏は「非^ニ義^ヲ饒益^{スル}して」と訓んでをられ(同氏校訂『大日本文庫・仏教編・聖德太子集』二六ページ、春陽堂刊)、花山信勝氏は、「非^ニ義^ヲ饒益^{スル}して(安樂を得ざらん)」と訓んでをられます(同氏校訂『勝鬘經義疏』四七ページ、吉川弘文館刊)ことを付記いたします。

いま一つは、『昭和会本』『四天王寺会本』常盤大定氏はともに、「出^ニ妙聲^ヲ言^フ」と訓んでゐますが、この研究会では、「出^ニ妙聲^ヲ言^フ」と訓むことにいたしました。文意は改めて書くまでもなく、訓みの通りになりますが、この方がよからず、となりました。なほ、この所を花山信勝氏は、「妙なる声を出して言はく」と訓んでをられます。

(研究2)

○「言有声必有言」といふことについて

この研究会の初期のメンバーであられた故桑原暁一氏が、昭和四十年のこの研究会で発言してをられたことをここに付記しておきたいと思ひます。桑原暁一氏は、「子供が悲しんだり苦しんだりしてゐるときに、その子供が母親の姿を見ますと、「お母さん!!」と母親に声をかけるのが普通でせう。すると母親は、自分の心をその子供の方に集中して「はい!!」と答へます。その「はい!!」といふ声は、『言葉』には成つてゐない『声』に過ぎないものですが、子供の方は、その“声”を耳にしただけで、母親が自分に寄せる“心”を受けとめて、安心感にさせられます。この関係は、子供は母親の「はい!!」と答へた一声の中に、母親の真心のひびきがこもつてゐることを知つて、それで安心するためでせう。かうしたニユアンスを思ひ浮べながら、太子のお言葉の「言ふところは、声あれば必ず言あり」を味はるべきではないでせうか。すなはち、眞実の道に生きてをられる方の「お声」は、そのまま「お言葉を賜つたと同じ」と表現せられたのであらう、と思はれます」と、語つてをられました。

太子『義疏』訓点文（『昭和会本』）——經典・（「自分行」の中の第三番目の）三大願章の大意と三分類
徒爾時勝臺復於仏前以ト。自分行中第三三大願章。帰依受戒既殊ニ於昔。故願亦更發勝願。遠期常住法身一異三於昔日願。身滅智亡。就中開為三。
第一明為願作願。
第二從以此善根以下。正發三願。

第三二從ニ爾時世尊一以下。明ニ仏述成一。

右の『義疏』現代語訳

爾の時に勝鬘復仏の前に於てから以下は、自分で説く中の第三の三大願章である。今、勝鬘夫人が仏に対して行ふ“帰依”と“受戒”は、以前のものとは異つてゐる。それ故に今、ここで發す“願”もまた、以前よりすぐれた“願”であり、この世を努め努めて、生死を超える永久生命（常住法身）に自分も入つて行きたい、と期するのである。それは、この身（肉体）が滅し、智（意識）もまた滅することによつて悟りを得たい、と願ふ小乗の理想とは根本的に異なるのである。この章の中が三つに分けられてゐる。

第一に、衆生を濟度しようとする三つの大願を願はうとすることを説明し、

第二に此の善根を以てから以下は、まさしく三つの“願”を發す。

第三に爾の時世尊から以下は、勝鬘夫人の“願”を仏が授記して、それを承認せられたことを説明してゐる。

太子『義疏』訓点文（『昭和会本』）——經典・三大願章の中の三分類の解説

以此実願者。通言以ニ我今將願三大願也。明下大士立懐非但自為必先為物。故云ニ安慰衆生。一云實願者必行。其行一就第二正發三願一中上。自有ニ三願一。

第一願。願得ニ正法智。正法智者謂常住之智。

第二願。願下為衆生說上

第三願。願護法。

第一・第三二願。要就自行兼明化他。中間一願因明化他一并顯自行。即興上十大受同。

右の『義疏』現代語訳

第一の此の実願を以てとは、三つの“願”を通じて言ふならば、「勝鬘夫人が今まさに三つの大願を（自分の心に）願はうとしてることによつて」といふ意味である。大乗の菩薩が懷ひ（志）を立てるとは、決して自分自身のためではなく、必ず何よりも先に衆生のためにするのである。それ故に「衆生を安慰す」といふのである。一説には、「実願とは、必ず願に伴ふ実践を行ふことである。」と。

第一のまさしく三つの願をおこす中が、自然に三つの願に分けられてゐる。

その第一の願は、「正法智」（正法を理解する智恵）を得たいといふ願ひである。「正法智」とは、謂はば生滅遷

のない智、永遠に変らない正法の智である。

その第二の願は、衆生のために法を説き教化してゆかうといふ願ひである。

その第三の願は、正法を護持してゆかうといふ願ひである。

右の第一と第三の二つの願は、その要点とするところは、自分自身の修行を主とし、兼ねて衆生を教化することを説明してゐる。中間（第二）の願は、衆生を教化することを主として説明しながら、併せて自分自身の修業をすることを願はしてゐる。このこと（自行と化他の関係）は、前述の十大受（章）の場合と同じである。

太子『義疏』訓点文（昭和会本）——經典・三大願章の中の三分類の第三の解説

第三如来述 成。可見。

右の『義疏』現代語訳

第三に仏は、勝鬘夫人の願を授記して承認なさつた。そのことについては經典原文を見るがよい。

太子『義疏』訓点文（昭和会本）——經典・三大願章の「三願」の意味について

而此三願並是住前之願。而言攝ニ受諸願者。此但取住前諸願一非兼八地以上願也。

右の『義疏』現代語訳

しかしながら、この三つの願は、三願とも七地以前の求道者の願である。しかし（七地以前の求道者の願であるのに）その三つの願がもろもろの願ををさめ摂るといふのは、これはただ七地以前の願ををさめ摂るのであつて、八地以上の願を含むものではないのである。

（語釈1）

○身滅智^{もう}（灰身滅智^{かいしんめう}）、身心を滅し涅槃寂靜にはいること。蠟燭の炎^{ほのほ}を吹き消すやうに煩惱^{ばんのう}の炎^{ほのほ}を完全に吹き消して静寂^{せいじやく}な境地にはいる、の意であり、それは、小乘佛教が理想とした境地であります。

(語釈2)

○住前の願ねがひ＝本来は、「十住」の前の「十信」の願のことであります。この研究会では、「住(地)前」と解し、勝鬱の住地である七地前、と考へました。

(研究)

○「更に勝願を發しゃうがんをおし、遠く常じょう住じゅうの法身はつしんを期むす」について

太子のこのお言葉は、大変に深い味はひを感じさせるお言葉であります。太子は“道”をこの世に実現させるだけでなく、永久に“道”が行はれることを願つてをられ、そのお気持がよく感ぜられます。前章での「研究」でも触れましたが、「この世において個人人格の完成を目指す」などといふ現代流の用語と、太子のこのお言葉とは、余りにも“人生觀”的根本においての相違があるやうに思はれてなりません。